

島根県高体連各種会議出張旅費内規

平成 13 年 4 月作成

令和 8 年一部改正

会議名		出席者	交通費	現地交通費	宿泊費	備考	
県内会議 ・ 松江	常任理事会	会長・副会長・ 常任理事	原則陸路計算により 支給する。	なし  3 4	6,000 円 (隠岐のみ)	年 1 回・随時	
	代議員会	各校生徒・教員 1 名	*公共交通機関を利用 する場合は、JR 普通運 賃・特急運賃(大田以西)			年 1 回	
	理事会	会長・副会長 常任理事・理事	*駐車料金は実費支給 *高速料金については 県規定に従って実費 支給 (60 km以上)			年 2 回	
	新任会計担当者会	専門部会計担当				年 1 回	
	全国総体監督者会	開会式種目監督				年 1 回	
	県総体検討委員会	会長・地区理事・ 実施種目委員長				年 1 回	
	高体連賞選考委員会	常任理事				年 1 回	
県外 会議	理事 会等	中国理事会	高体連事務局	原則 J R 普通運賃・ 特急運賃	原則 1,500 円	実費(要項による)	年 2 回
		全国高体連会議・ 研究大会	高体連事務局	原則 J R 普通運賃・ 特急運賃	原則 1,500 円	実費(要項による)	年 5 回
	委員 長会	中国委員長会	各種目委員長 (代 理)	大会時に開催 (選手が出場する場合) 原則現地交通費として 1,500 円		年 1 回に限り補助 (男女別開催は別々に 補助)	
				大会時に開催 (選手が出場しない)、大会時とは別途に開催の場合 原則 J R 普通運賃+特急運賃+8,000 円(宿泊費)+3,000 円(現地交通費 2 日分)			
		全国委員長会・ 全国ブロック委員 長会	各種目委員長 (代 理)	大会時に開催 (選手が出場する場合) 原則現地交通費として 1,500 円			年に 1 回限り補助 (全国ブロック委員長 会が続いて開催の場合 は 1 泊分補助)
大会時に開催 (選手が出場しない)、大会時とは別途に開催の場合 原則 J R 普通運賃+特急運賃+※上限 9,000 円(宿泊費)+3,000 円(現地交通 費 2 日分) ※朝食・夕食代を含む (食事が無い場合、朝食代 800 円・夕食代 1,200 円を支給)							

※ 中国・全国委員長会議の特急運賃は 100 k m以上とする。

※ 広島市開催の会議旅費は、バス運賃とする。

※ 沖縄及び東北・北海道については、県の旅費規程に準じて行う。ただし、航空機使用の場合は、県の規定通り半券を報告書に添付する。

※ 県外会議について

(中国) 原則 J R 運賃とするが、自家用車を利用する場合は 20 円 / k mとし、高速料金は実費を補助する。

(全国) 原則 J R 運賃とするが、航空機における早割等を利用し J R 運賃よりも安価な場合はその実費を補助する。ただし航空機による料  
金が J R 料金を超過した場合は J R 運賃のみを補助する。(超過した金額の差額については各専門部で対応すること)

(全体) 高速バス等を利用する場合やキャンセル料については県高体連と相談すること。